

荒川地区中継ポンプ維持管理業務委託 仕様書

1 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで(36か月、長期継続契約)

2 委託場所

新発田市荒川地区

3 業務の内容

(1) 通常業務

- ① 緊急時の通報先として、担当者の携帯電話番号及びメールアドレスを指定する。
- ② 警報装置又は発注者及び住民等からの通報があった場合には、直ちに遠隔操作等により必要な策を講ずる。

(2) 巡回点検業務(点検頻度は下表による。)

- ① 異常な水位上昇の痕跡の有無を確認する。
- ② マンホール水面の浮上物や夾雑物等の点検を行い、必要に応じて除去する。
- ③ ポンプ及びレベルスイッチの作動状況を点検する。
- ④ 異常が確認され、又は緊急の事態が発生した場合は、直ちに必要な策を講ずる。
- ⑤ 点検作業や異常な水位上昇によりマンホール周辺が汚れた場合には、清掃する。

(3) 清掃業務 5か所(清掃頻度は下表による)

処理区	中継ポンプ	警報	点検 回/月	清掃 回/年
荒川	第1(田家)	水神	1	3
	第2(a37-1)	水神	1	3
	第3(a29-2-1)	水神	1	3
	第4(a38-1)	水神	1	3
	荒川地内ますポンプ	—	3か月に1回	3

(4) 緊急業務(現地対応)

- ① 警報を受信し、かつ遠隔操作で解決できない場合には、直ちに現地へ赴き必要な措置を講ずる。後日、結果を発注者へ報告するとともに、異常の原因究明及び再発防止に努める。

4 委託料に含まれる費用

- (1) 前記3に掲げる業務に必要な人件費。
- (2) 前記3に掲げる業務に必要な車両費(運転経費、燃料費、損料等)。ただし、特殊車両(バキュームカー等)を要する場合は、発注者に事前協議の上、別途料金を算定する。
- (3) 諸経費(維持管理業務に必要な消耗品その他の経費)。

5 その他

- (1) この仕様書に記載がない事項であっても、関係法令に規定されているものは、それに従って維持管理を行うこと。
- (2) 第2種電気工事士、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、その他維持管理に必要な

資格を有する者(直接的な雇用関係にあること。)を各 1 名(重複可)以上配置できること。

(3) 維持管理に当たっては、次の図書を参考とすること。

- ① 設計計算書
- ② 設計図面
- ③ 機器仕様書、性能表、取扱説明書
- ④ 運転要領書

- (4) 中継ポンプ槽内の作業に当たっては、酸素欠乏・硫化水素等を測定し、必要と認められる場合には送風等の処置を行い、有毒ガス中毒に十分注意すること。
- (5) 大雨、台風、地震などの災害に備え、技術者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ体制を発注者に届け出なければならない。また、非常時には関係各所に通報し、速やかにこれに対応するものとする。
- (6) 発注者からの要請があったときには、検査等の準備及び立会いをすること。
- (7) 巡回点検業務又は緊急業務を行ったときは、その都度作業日報に記録し、1か月分をまとめて翌月10日までに提出すること。

6 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

※ 契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。